

消費税率引上げ時期の変更に伴う 法人事業税・法人住民税に係る税率改正の施行日の変更について

1 趣旨

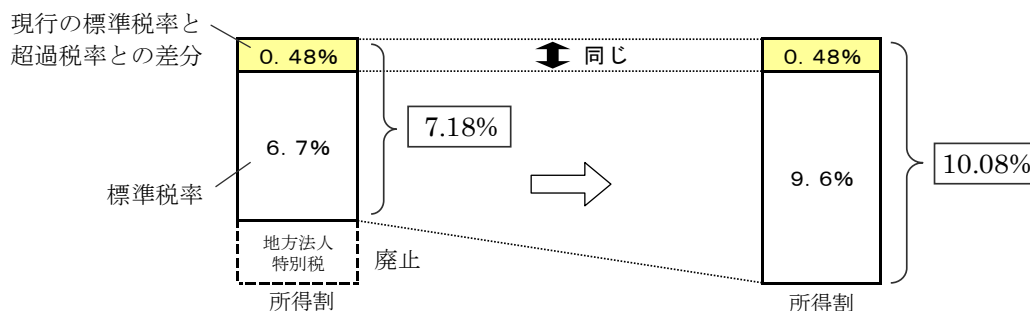
東京都は、平成28年度税制改正における地方税法等の改正を受け、「東京都都税条例の一部を改正する条例（平成28年東京都条例第82号）」（平成28年6月21日公布）により、法人事業税（所得割・収入割）及び法人住民税（法人税割）の税率を改正することとしました。

上記の税率改正について、消費税率引上げ時期の変更に伴い地方税法等の改正の施行日が変更されたことを踏まえ、東京都は、東京都都税条例の改正の施行日を平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更することとしました。本改正を盛り込んだ「東京都都税条例等の一部を改正する条例」（平成29年東京都条例第15号）は、平成29年第1回東京都議会定例会において可決され、平成29年3月31日に公布しました。改正後の税率は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度について適用されることとなります。

【税率改正のイメージ図】（平成31年10月1日以後に開始する事業年度について適用）

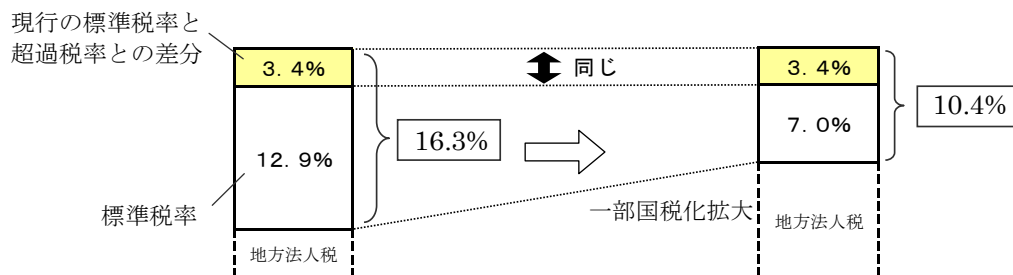
法人事業税所得割

（例）外形標準課税対象外の法人で、
年所得のうち800万円を超える所得又は軽減税率不適用法人に係る税率



法人住民税法人税割

（例）23区内に事務所等がある場合



2 改正の内容

【法人事業税】

税率改正の施行日を平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更

(参考) 施行日変更後の税率表

区分	法人の種類	所得等の区分	平成28年4月1日から 平成31年9月30日までに 開始する事業年度		平成31年10月1日以後に 開始する事業年度		
			不均一課税 適用法人の 税率(%) [標準税率]	超過税率 (%)	不均一課税 適用法人の 税率(%) [標準税率]	超過税率 (%)	
所得課税	普通法人、公益法人 等、人格のない社団 や財団等	所得割	年 400 万円以下の所得	3. 4	3. 65	5. 0	5. 25
			年 400 万円を超え 年 800 万円以下の所得	5. 1	5. 465	7. 3	7. 665
			年 800 万円を超える所得 又は軽減税率不適用法人	6. 7	7. 18	9. 6	10. 08
	特別法人 〔農業協同組合、信用 金庫、医療法人等〕	所得割	年 400 万円以下の所得	3. 4	3. 65	5. 0	5. 25
			年 400 万円を超える所得 又は軽減税率不適用法人	4. 6	4. 93	6. 6	6. 93
収入 金額課税	電気・ガス供給業又は 保険業を行う法人	収入割	0. 9	0. 965	1. 3	1. 365	
外形 標準課税	地方税法第72条の2 第1項第1号イに規定 する法人 〔資本金の額(又は出 資金の額)が1億円を 超える普通法人(特定 目的会社、投資法人、 一般社団・一般財団 法人は除く)〕	所得割	年 400 万円以下の所得	(0. 3)	0. 395	—	1. 995
			年 400 万円を超え 年 800 万円以下の所得	(0. 5)	0. 635	—	2. 835
			年 800 万円を超える所得 又は軽減税率不適用法人	(0. 7)	0. 88	—	3. 78
		付加価値割	—	1. 26	—	1. 26	
		資本割	—	0. 525	—	0. 525	

※東京都では超過課税(超過税率を適用)を実施していますが、あわせて、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、年所得が2,500万円(年収入金額が2億円)以下の普通法人(収入金額課税法人)又は年所得が2,500万円以下の特別法人等に対しては、標準税率で課税する不均一課税を行っています。

※軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。

※外形標準課税の所得割における()内の標準税率は、東京都での適用はありませんが、地方法人特別税の基準法人所得割額の計算に用います。

【法人住民税法人税割】

税率改正の施行日を平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更

(参考) 施行日変更後の税率表

区分	平成26年10月1日から平成31年9月30日までに 開始する事業年度		平成31年10月1日以後に 開始する事業年度	
	不均一課税適用 法人の税率 [標準税率]	超過税率	不均一課税適用 法人の税率 [標準税率]	超過税率
23区内に事務所等 がある場合	12.9% (道府県民税相当分 3.2%+市町村民税 相当分9.7%)	16.3% (道府県民税相当分 4.2%+市町村民税 相当分12.1%)	7.0% (道府県民税相当分 1.0%+市町村民税 相当分6.0%)	10.4% (道府県民税相当分 2.0%+市町村民税 相当分8.4%)
市町村に事務所等 がある場合	3.2%	4.2%	1.0%	2.0%

※東京都では超過課税(超過税率を適用)を実施していますが、あわせて、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人に対しては、標準税率で課税する不均一課税を行っています。